

(技術審査基準)

(1-1) 人材育成の取組 (技術提案型、簡易型②、簡易型①)

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
人材育成の取組	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	2.0
		シルバー認定あり	1.5
		ブロンズ認定あり	1.0
		上記以外	0.0

(1-2) 人材育成の取組 (簡易型(地域型))

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
人材育成の取組	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	1.0
		シルバー認定あり	0.75
		ブロンズ認定あり	0.5
		上記以外	0.0

<留意事項>

- 基準日は、入札参加申請書の提出期限日(以下「申請期限日」)とします。
- 申請期限日時点の「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請審査結果通知書」のランクで評価します。(有効期限内のもの)

<確認書類>

- 落札候補者は、ランクを確認するために必要となる「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請審査結果通知書」の写しを提出する。
- 落札候補者は、有効期限を確認するために必要となる「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」の写しを提出する。
- 発注者は、前述について、申請期限日時点で「取り消し」処分及び有効期限切れ等になっていないかを Rentaiportal (内部ポータル) の下記アドレスにて確認。
itnadb11-sv/rentai/c11656/keiyaku-portal/jinzai/jinzai.htm

(2) 県内企業の活用率

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業の活用	県内企業の活用金額率(元請及び1次下請)及び岐阜県建設人材育成企業登録制度への登録企業の活用金額率(元請及び1次下請)	県内企業活用金額率90%以上、かつ、登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率90%以上、かつ、登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率50%以上、かつ、登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率50%以上、かつ、登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0.00

<留意事項>

- 「県内企業」とは、岐阜県内に本店(建設業法上の主たる営業所)を有する企業とします。
- 基準日は、入札参加申請書の提出期限日(以下「申請期限日」)とします。
県内企業の活用率に係る履行確認は、施工中又は完成時において、元請及び1次下請が県内企業及び登録企業であるかを基準日時点の企業の状態で判断します。

○県内企業活用金額率は、下記の式により算出します。

$$\text{県内企業活用金額率} = \frac{\text{県内元請金額（最終）} + \text{県内 1 次下請金額（最終）}}{\text{最終契約金額}}$$

ここで、県内元請金額（最終）は次のとおりとします。

- ・元請企業が県外企業の場合は 0
- ・元請企業が県内企業の場合は
(最終契約金額 - 1 次下請金額（最終）)
- ・元請企業が県内企業と県外企業との J V の場合は
(最終契約金額 - 1 次下請負金額（最終）) × 県内企業の出資比率
- ・1 次下請金額（最終）は、下請負人届に記載された金額（最終）

○登録企業活用金額率は、下記の式により算出します。

$$\text{登録企業活用金額率} = \frac{\begin{array}{l} \text{岐阜県建設人材育成企業} \\ \text{登録制度への登録企業の} \\ \text{元請金額（最終）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{岐阜県建設人材育成企業} \\ \text{登録制度への登録企業の} \\ \text{1 次下請金額（最終）} \end{array}}{\text{県内元請金額（最終）} + \text{県内 1 次下請金額（最終）}}$$

※県内企業活用金額率で算出した分子が登録企業活用金額率では分母となります。

ここで、岐阜県建設人材育成企業登録制度への登録企業（以下「登録企業」という。）の元請金額（最終）は次のとおりとします。

- ・元請企業が登録企業ではない場合は 0
- ・元請企業が登録企業である場合は、県内元請金額（最終）と同額
- ・元請企業が登録企業と登録企業ではない企業との J V の場合は、
県内元請金額（最終） × 登録企業の出資比率 / 県内企業の出資比率

また、登録企業の 1 次下請け金額（最終）は次のとおりとします。

- ・1 次下請企業が登録企業ではない場合は 0
- ・1 次下請企業が登録企業である場合は、県内 1 次下請金額（最終）と同額

○受注者が入札時に「県内企業活用金額率 90%以上、かつ、登録企業活用金額率が 50%以上」、「県内企業活用金額率 90%以上、かつ、登録企業活用金額率が 50%未満」、「県内企業活用金額率 50%以上、かつ、登録企業活用金額率が 50%以上」、又は「県内企業活用金額率 50%以上、かつ、登録企業活用金額率が 50%未満」と申告している場合、施工中又は完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います。技術提案型の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うとともに入札時に付与した加算点（技術評価点）の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更します。

< 確認書類 >

- 受注者は、岐阜県建設人材育成企業登録制度への登録状況については、有効期限を確認するために必要となる「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」の写し（元請企業及び 1 次下請企業とも）を提出する。
- 発注者は、前述について、申請期限日時点で「取り消し」処分及び有効期限切れ等になっていないかを Rentaiportal（内部ポータル）の下記アドレスにて確認（元請企業及び 1 次下請企業とも）。